



浦添市公告第 168 号

都市計画配慮書対象事業（浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業）の配置の選定経緯等について

沖縄県環境影響評価条例（平成 12 年沖縄県条例第 77 号）第 41 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて適用される同条例第 4 条の 3 第 1 項の規定により浦添市新一般廃棄物処理施設整備に係わる計画段階配慮書を作成し、都市計画配慮書対象事業の配置を選定したので、同条例第 4 条の 7 の規定により次のとおり公告する。

令和元年 7 月 17 日

浦添市長 松本 哲治



浦添市新一般廃棄物処理施設整備に係わる計画段階環境配慮書 都市計画配慮書対象事業の配置の選定経緯等

浦添市のごみ処理施設（廃棄物焼却施設）である現浦添市クリーンセンターは、昭和 57 年（1982 年）12 月に竣工し、浦添市内から排出されるごみを処理してきましたが、施設の老朽化が進んでいるため、新たな施設を建設する必要があります。本事業は、新たに新一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）及び同施設内に併設するマテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設）を整備することを目的としています。

また、付帯施設として、敷地の北側にストックヤードの設置を計画しています。

なお、新施設ではごみの広域処理を行うため、中城村及び北中城村から排出されるごみを受け入れるものとします。

事業実施想定区域は、現浦添市クリーンセンターの隣接地にあり、昭和 55 年 8 月に「ごみ焼却場（浦添市衛生センターⅠ）」用地として都市計画決定を行った土地です。これは、一般的に清掃工場は 15 年から 20 年の間隔により施設の更新が必要とされること、ごみ焼却を継続しながら新たな施設を建設する必要があることから、昭和 55 年の当時より将来の清掃工場の建替え用地として確保しているものです。

当該区域は、浦添市の南西部に位置し、東シナ海に隣接している準工業地域内にあり、現状では野球場（伊奈武瀬球場）として使用しています。また、自然公園、自然環境保全地域、自然遺産、鳥獣保護区、風致地区等に指定されていません。

新施設の整備に当たって、以下の前提条件を基に計画段階環境配慮書（以下「都市計画配慮書」という。）では、A案及びB案の2案を検討しました。

- ・ごみ搬入車両の出入口は、中央卸売市場の出入口を配慮して敷地東側とする。
- ・敷地西側には植栽を設けて、中央卸売市場からの景観に配慮し、ごみ搬入車両が市場から直接見えないようにする。
- ・搬入車両の敷地の出入口は現浦添市クリーンセンターの北側の車両動線にすり付く様にする。
- ・敷地入口から計量器までの距離を長くとり、敷地外での搬入車両の渋滞を防ぐ。
- ・施設は敷地の南側に配置することにより、海からの景観に配慮する。
- ・管理棟への来場者の駐車場は動線と分離して交錯することのないようにし、事故の防止に配慮する。

A案は、煙突を敷地西側に設置し、ごみピットを中央卸売市場と離して敷地東側に設置し、ランプウェイの設置が可能なものとなりました。

B案は、煙突を中央卸売市場と離して敷地東側に設置し、ごみピットを敷地西側に設置し、ランプウェイの設置ができないものとなりました。

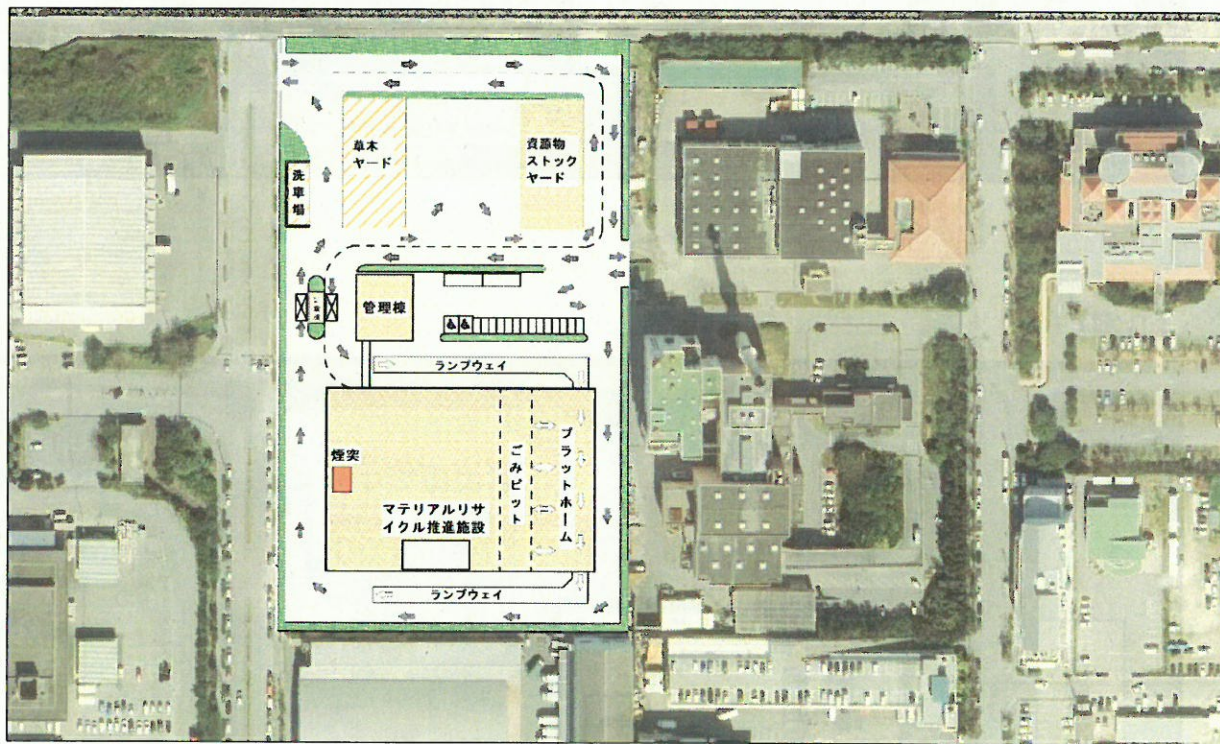
都市計画配慮書では、悪臭への影響の面で、B案の方がわずかに優れているものの、A案においても環境への影響はほとんどなく、総合評価としては、A案とB案は優劣がつけがたいと評価されました。

この都市計画配慮書を公表して住民説明会を開催し、知事、那覇市長、浦添市長及び一般の意見を求めたところ、後述のような意見がありました。特に悪臭に関しては、中央卸売市場に隣接していることから、ごみピットの配置等に配慮することが求められており、廃棄物運搬車両等の増加に関しては、周辺に立地する施設等の特性を踏まえ、出入口の位置を検討するなど、騒音、振動、人と自然との触れ合い活動の場への影響を可能な限り回避・低減することが求められています。A案は、ごみピットを中央卸売市場から離して敷地東側に設置することで、悪臭による環境への影響に配慮した案となっていることから、施設配置についてはA案をベースとして、都市計画配慮書への意見や公表後の検討結果から、以下の事項をA案に反映することとしました。

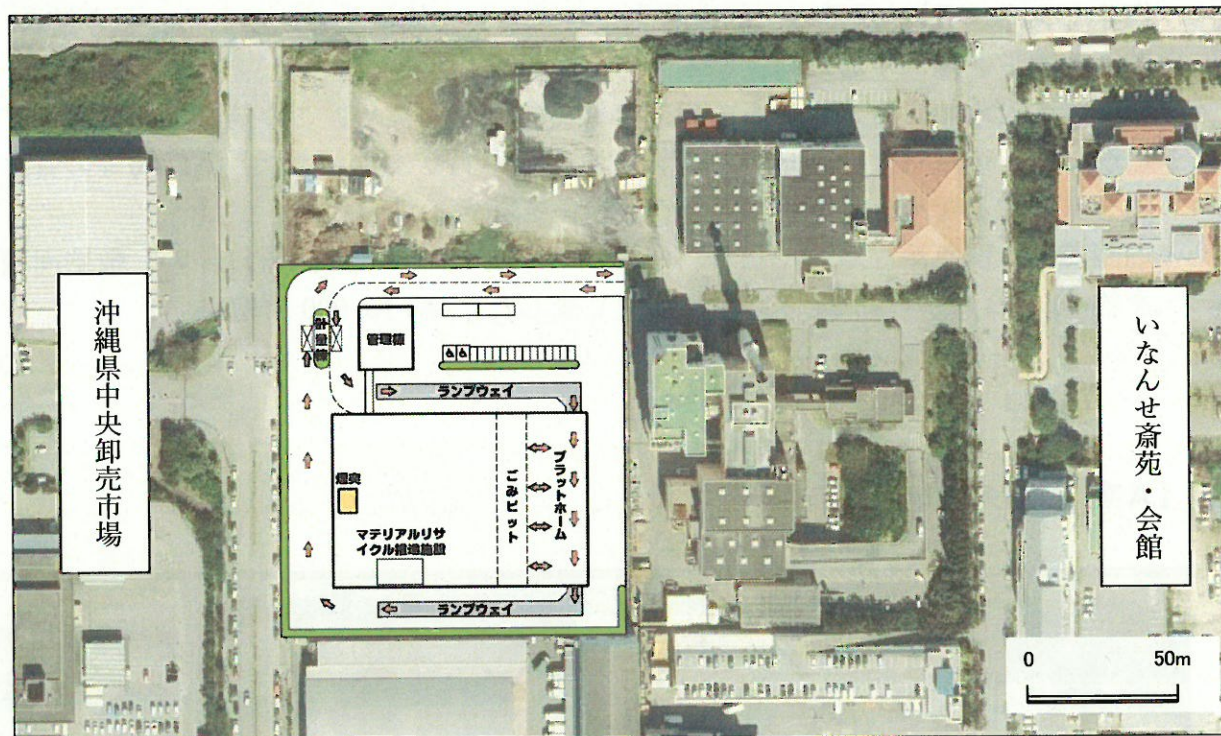
- ・廃棄物運搬車両等の増加による周辺への影響を軽減するため、事業実施区域の北側にある「汚物処理場（浦添市衛生センターⅡ）」用地を敷地に加え、敷地の北西側に出入口を追加しました。
- ・周辺における交通渋滞を防止するため、敷地内の周回道路を延長し、廃棄物運搬車両等の待機場所として使用できるようにしました。
- ・廃棄物運搬車両の悪臭対策として、洗車場を設置しました。

- ・現浦添市クリーンセンターは、事業実施区域の北側にある「汚物処理場（浦添市衛生センターⅡ）」用地の一部を草木ヤードとして使用しているため、引き続き、草木ヤードを確保するため、草木ヤードを設置しました。
- ・新施設のごみ焼却方式はストーカ式焼却方式であるため、ごみ焼却に伴い発生する焼却灰、焼却飛灰を敷地内に保管する必要があります。また、不燃物等の資源物を保管するため、資源物ストックヤードを設置しました。
- ・周回道路、洗車場、草木ヤード、資源物ストックヤードの設置に伴い、敷地面積を約 14,000 m²から約 24,000 m²に変更しました。（約 10,000 m²増）

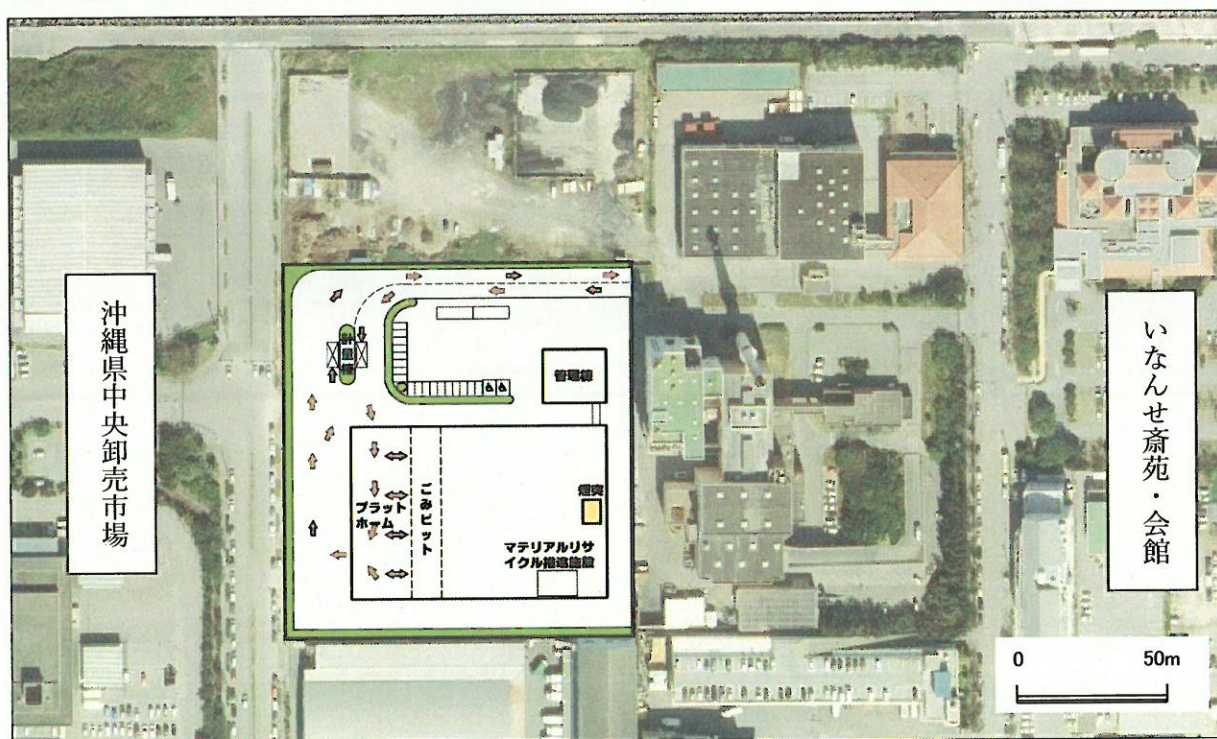
【A案（意見等反映版）の図】



【A案】



【B案】



知事意見



環 政 第 1 6 9 9 号

平成31年 3 月20日

浦添市

上記代表者 浦添市長 松本哲治 殿

沖縄県知事 玉城康裕



浦添市新一般廃棄物処理施設整備に係わる計画段階環境配慮書に対する
知事意見について

平成31年 2 月 4 日付け浦市環第594号で送付されたみだしの計画段階環境配慮書について、沖縄県環境影響評価条例第41条の 2 第 3 項の規定により読み替えて適用される同条例第 4 条の 5 の規定に基づき、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

浦添市新一般廃棄物処理施設整備に係わる計画段階環境配慮書に対する知事意見

本都市計画配慮書対象事業（以下「対象事業」という。）は、昭和 57 年に竣工した浦添市クリーンセンターの老朽化にともない新たに一般廃棄物処理施設及び粗大ごみ処理施設を整備することを目的としている。

事業実施想定区域は、昭和 52 年に公有水面埋立免許を得て、埋立てによって確保された用地であり、準工業地域に指定され、現在は、近隣に学校、病院等の環境保全について配慮が特に必要な施設の立地がない。また、沖縄県の自然環境の保全に関する指針（沖縄島編）では、大規模な改変等がなされた区域で、緑地などうるおいとやすらぎのある快適な環境づくりが必要な区域（評価ランク V）となっている。

このような地域特性や焼却施設等の設置に係る事業特性を踏まえ、重大な環境影響のおそれがある計画段階配慮事項として、大気質、悪臭、景観を選定しており、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）では、2つの複数案毎に予測及び評価を行っている。

一方、騒音、振動、低周波音の発生源となり得る焼却施設及び破碎施設の機械・設備の種類や規模等が未定であることから、対象事業の実施に伴う影響要因によって、これらの環境要素に影響を及ぼすおそれがある。

配慮書手続では、事業計画の検討段階を対象としており、事業の早期段階において、より柔軟な環境配慮を講じることによって効果的に環境影響の回避、低減を図ることを目的としていることから、今後、施設の機械・設備の種類や規模等を検討する際には、懸念される環境への影響について十分に配慮する必要がある。

また、事業計画の策定についても、上位計画である「浦添市環境基本計画」等の環境の保全に関する施策との整合を図る必要がある。

については、配置案の選定及び施設の機械・設備の種類や規模等の選定については、下記に示す事項について十分に検討した上で行うこと。

記

1 配置案の選定及び施設の機械・設備の種類や規模等の選定について

本対象事業では、焼却施設の集塵機及びマテリアルリサイクル推進施設の破碎機等の機械・設備の種類や規模等が未定であることから、施設配置計画の選定に加えて、今後検討するこれらの機械・設備の種類や規模等については、以下の事項について、総合的に検討し、可能な限り環境への影響を回避・低減する計画とすること。

(1) 施設から漏洩する悪臭について

施設から漏洩する悪臭については、焼却施設内の負圧管理、出入口の臭気漏洩対策を行う計画であることから、計画段階配慮事項として選定していない。

しかしながら、事業実施想定区域は、中央卸売市場に隣接していることから、施設から漏洩する悪臭は、格段の配慮を要する環境要素であるため、その影響の程度を検討した上で、ごみピットの配置等に配慮する必要がある。

については、機械・設備の種類や規模等の検討及び配置の選定に際しては、事業実施想定区域及びその周辺の風向等も考慮した上で、施設から漏洩する悪臭による環境への影響に配慮し、可能な限りその影響を回避・低減する計画とすること。

(2) 低周波音について

施設等の存在及び供用時の計画段階配慮事項として低周波音を選定しなかった理由として、「低周波音の発生する機械・設備の種類や規模等が未定な段階であり、音圧レベルデータが得られないことから、方法書以降の手続で検討する」としているが、焼却施設及び破碎施設は低周波音の発生源となる設備が設置されることが想定されることから、事業の計画段階において、その影響を可能な限り回避・低減を図る必要がある。

については、機械・設備の種類や規模等の検討及び配置の選定に際しては、低周波音による環境への影響についても配慮し、可能な限りその影響を回避・低減する計画とすること。

(3) 騒音・振動について

事業実施想定区域の敷地境界から 200m 以内に学校や住宅等が存在しないことから、騒音・振動に関する重大な環境影響のおそれはないものとしているが、事業実施想定区域周辺は、中央卸売市場等の多くの人が集まる施設が立地するため、環境保全についての配慮が特に必要な施設の立地がない場合でも、事業の計画段階において、周辺地域への騒音・振動の影響を可能な限り回避・低減を図ることが求められる。

本事業については、焼却施設及び破碎施設の機械・設備の種類や規模等が未定であることから、機械・設備の種類や規模等の検討及び配置の選定に際しては、騒音・振動による環境への影響についても配慮し、可能な限りその影響を回避・低減する計画とすること。

(4) 景観について

本事業は、視認性の高い長大構造物が生じる事業であり、事業実施想定区域周辺には多くの人が日常的に利用する中央卸売市場等があることから、これらの地点からの景観の変化の状況について配慮が必要である。

配慮書に記載された「垂直視角と鉄塔の見え方」の予測関連資料では、距離 200m、視角 20° となる場合、「見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる」とされていることから、煙突の配置によって、中央卸売市場側の沿道景観に著しい変化が生じることが想定される。

については、煙突をはじめとした構造物及び緑地の配置については、景観への影響が生じる視距離と視角を考慮した上で、景観への変化について配慮すること。

(5) 施設等の存在及び供用時における廃棄物運搬車両等の増加について

本事業では、中城村及び北中城村からの廃棄物運搬車両が増加するとしていることに加え、事業実施想定区域の西側に中央卸売市場、東側にいなんせ斎苑が立地しており、時間帯によって、交通渋滞が発生するおそれがあり、事業実施想定区域周辺における騒音や振動の増加、人と自然との触れ合い活動の場へのアクセスティクの変化が生じるおそれがある。

については、施設等の存在及び供用時における影響要因と事業実施想定区域周辺に立地する施設等の特性（利用状況、利用形態及び利用環境）を踏まえ、出入口の位置を検討するなど、騒音、振動、人と自然との触れ合い活動の場への影響を可能な限り回避・低減できる配置案を検討すること。

2 温室効果ガスの削減対策について

浦添市環境基本計画の基本目標として掲げられた循環型社会の構築に向けた取組の方向とし

て、「廃棄物処理施設からの焼却熱等の熱回収システムの検討」を行うこととしていることから、事業の計画段階において、同計画の取組の方向と整合を図り、熱回収システム（廃棄物発電、余熱利用）の導入を検討すること。

3 施設内の緑化について

浦添市都市計画マスタープランでは、地域の現況・課題及び特性等をふまえた基本方針である「まちづくり地域別方針」が定められている。

「まちづくり地域別方針」において、事業実施想定区域は西地域に設定されており、西地域まちづくり方針では、工業地における緑地や緑陰の確保が求められている。

については、事業実施想定区域の緑化については、計画段階から積極的に緑地を確保する計画とすること。

4 方法書以降において講ずるべき措置について

計画段階配慮事項として選定されていない以下の項目について、環境影響の評価項目（以下「評価項目」という。）として選定することを検討すること。なお、その検討に際しては、客観的かつ科学的に検討し、選定結果に至った経緯の詳細を示すこと。

- (1) 事業実施想定区域の全域が「液状化の危険度が極めて高い」地域となっており、工事中及び存在・供用時に車両や機械・設備の振動に起因する地盤へ影響が懸念されることから、地盤沈下を評価項目として選定することを検討すること。
- (2) 工事の実施に伴う赤土等の水の濁りの発生が想定されることから、赤土等の対策施設の配置、処理後の排水の放流先について明らかにするとともに、赤土等による水の濁りを評価項目として選定することを検討すること。
- (3) 施設等の存在及び供用時において、降雨によって施設から流出する雨水排水により、水の汚れの発生が想定されることから、雨水の排水計画の詳細を明らかにするとともに、雨水の流出による水の汚れを評価項目として選定することを検討すること。
- (4) 工事の実施、施設等の存在及び供用に伴う赤土等の水の濁り、水の汚れの発生が想定されることから、その影響の程度により、海域生物及び生態系への影響が懸念される。
については、海域生物及び生態系を評価項目として選定することを検討すること。

浦添市長意見



浦 市 環 第 599 号
平成 31 年 3 月 26 日

浦添市長 殿

浦添市長 松本 哲治



「浦添市新一般廃棄物処理施設整備に係る計画段階環境配慮書」に係る
意見の聴取について（回答）

平成 31 年 2 月 4 日付浦市環 595 号にて照会のありました標記の件につきまして、下記のとおり意見書を提出します。

記

【添付書類】

- 浦添市新一般廃棄物処理施設整備に係る計画段階環境配慮書に係る意見書（浦添市）
- 参考資料

浦添市 市民部 環境保全課

TEL : 098-876-1234

E-mail : envseisaku@city.urasoe.lg.jp

担 当 : 外間、山入端

浦添市新一般廃棄物処理施設整備に係る計画段階環境配慮書に係る意見書（浦添市）

NO	頁	環境の保全の見地からの意見及びその理由	
1	2-21	マスタープランの記載内容について 「快適安全都市」→「快適環境都市」	都市計画課
2	2-29	⑦排水 「下水道処理で処理し」の意味が不明。 下水道へ直接放流なのか、排水処理施設で処理するのかわかるような記載がよいのではないかと。	下水道課
3	3-29	表 3.1.4-5 タイトル 「土地利用規制指定状況」→「都市計画」 同表内表示 上三段を削除	都市計画課
4	3-137	マスタープランの記載内容について 「快適安全都市」→「快適環境都市」	都市計画課
5	3-181	浦添市所在指定文化財（別添資料参照）等については、既に配慮書に記載されている文化財と同様に保存かつ活用をはかるべきものであることから、景観資源一覧に追加することを希望する。 ※重要な地形・地質No.3の下 マチナト石灰岩 ※自然景観No.8の下 宮城の御願山のウスク ※歴史景観 中頭方西海道及び普天間参詣道 伊祖の高御墓 仲間の拝所群 西原洗濯ガ－ 浦添御殿の墓 ※出典「平成30年度 浦添市の教育」（平成30年9月 浦添市教育委員会）	文化財課

6	3-187	浦添市所在指定文化財（別添資料参照）等については、既に配慮書に記載されている文化財と同様に保存かつ活用をはかるべきものであることから、景観資源一覧に追加することを希望する。 ※名勝・国 アマミクスムイ 伊祖グスク 平成 30年10月15日 浦添市伊祖	文化財課
---	-------	---	------

那覇市長意見



那 環 政 第 3 号
平成 31 年 4 月 3 日

浦添市長 松本 哲治 様

那覇市長 城間 幹子



「浦添市新一般廃棄物処理施設整備に係る計画段階環境配慮書」
に係る意見の聴取について（回答）

平成 31 年 2 月 4 日付け浦市環第 595 号にて照会のあったみだしのことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 回答文書 別紙のとおり

那覇市役所 環境部 環境政策課
企画・ISO グループ
担当：仲本、山田
電話：098-951-3392
FAX：098-951-3230

(別紙)

「浦添市新一般廃棄物処理施設整備に係る計画段階環境配慮書」に係る意見の聴取にかかる回答

1 大気環境について
特にありません。

2 景観について

- (1) 景観配慮の観点から、可能な限り煙突のボリューム軽減を図ってください。
- (2) 計画段階から景観に精通した専門家の意見を聞いて頂きますようよろしくお願い致します。
- (3) 設計コンペ等の実施が可能かご教示ください。
- (4) 周辺地域への還元施設の計画についてご教示ください。
- (5) 計画地は那覇市に隣接していることから、那覇市景観計画も踏まえた検討をお願いします。
- (6) 卸売市場むかひの敷地であることから、ピット等を構造物のみで目隠しするのではなく、高木植栽で修景するなど、より環境にやさしく美しい景観になるよう配慮をお願いします。

3 その他

(1) 交通関連

- ①施設へアクセスする経路についてご教示ください。
- ②搬入ルートと搬入頻度についてご教示ください。
- ③交通関連でも周辺へ与える影響が大きいと思います。交通量や排ガス・粉じん・騒音対策についてご教示ください。
- ④中城村や北中城村からは距離もあるので、搬入車両の発生台数や搬入ルートについても将来予測に基づき設定するとともに搬入時の車両待機場所についても適切に確保してください。
- ⑤環境にやさしい車両導入の取組みについてご教示ください。

(2) その他

- ①中城村や北中城村と共同利用との事です、計画地は那覇市に隣接し環境影響を受ける範囲も那覇市が大半を含んでいるため、計画時点から周辺の住民や関係者、権利者に丁寧な説明をお願いします。
- ②搬出入車両について「悪臭を拡散しない構造を前提」としてありますが、どのような構造になっているのかご教示ください。
- ③運行経路における搬出入車両からの落下物等への配慮をお願いします。

一般の意見

一般の意見は、ありませんでした。

知事、浦添市長及び那覇市長意見に対する都市計画決定権者の見解

知事意見	都市計画決定権者の見解
<u>総論</u> 配慮書手続では、事業計画の検討段階を対象としており、事業の早期段階において、より柔軟な環境配慮を講じることによって効果的に環境影響の回避、低減を図ることを目的としていることから、今後、施設の機械・設備の種類や規模等を検討する際には、懸念される環境への影響について十分に配慮する必要がある。 また、事業計画の策定についても、上位計画である「浦添市環境基本計画」等の環境の保全に関する施策との整合を図る必要がある。 については、配置案の選定及び施設の機械・設備の種類や規模等の選定については、下記に示す事項について十分に検討した上で行うこと。	事業計画の策定についても、上位計画である「浦添市環境基本計画」等の環境の保全に関する施策との整合を図ることにします。
<u>各論</u> 1 配置案の選定及び施設の機械・設備の種類や規模等の選定について 本対象事業では、焼却施設の集塵機及びマテリアルリサイクル推進施設の破砕機等の機械・設備の種類や規模等が未定であることから、施設配置計画の選定に加えて、今後検討するこれらの機械・設備の種類や規模等については、以下の事項について、総合的に検討し、可能な限り環境への影響を回避・低減する計画とすること。	焼却施設の集塵機及びマテリアルリサイクル推進施設の破砕機等の機械・設備の種類や規模等は、環境への影響が可能な限り少なくなるような計画とします。
(1) 施設から漏洩する悪臭について 施設から漏洩する悪臭については、焼却施設内の負圧管理、出入口の臭気漏洩対策を行う計画であることから、計画段階配慮事項として選定していない。 しかしながら、事業実施想定区域は、中央卸売市場に隣接していることから、施設から漏洩する悪臭は、格段の配慮を要する環境要素であるため、その影響の程度を検討した上で、ごみピットの配置等に配慮する必要がある。 については、機械・設備の種類や規模等の検討及び配置の選定に際しては、事業実施想定区域及びその周辺の風向等も考慮した上で、施設から漏洩する悪臭による環境への影響に配慮し、可能な限りその影響を回避・低減する計画とすること。	プラットフォーム出入口の扉は常時閉とし、出口扉と入口扉は同時に開放しないように制御し、出入口扉にはエアカーテンを設置し悪臭の漏洩防止を行います。 また、ごみピットの臭気を含んだ空気をごみ燃焼用空気として取り込み、悪臭物質を燃焼することで悪臭を熱分解するとともに、悪臭が発生するエリアの居室は防臭区画を施して、負圧となるようにして、外部へ悪臭漏洩を行います。 施設が停止しているときなどは、脱臭装置により脱臭処理を行った後に屋外に放出します。 上記のような様々な悪臭対策を実施することで、悪臭の影響の回避・低減を図ります。

知事意見	都市計画決定権者の見解
(2)低周波音について 施設等の存在及び供用時の計画段階配慮事項として低周波音を選定しなかった理由として、「低周波音の発生する機械・設備の種類や規模等が未定な段階であり、音圧レベルデータが得られないことから、方法書以降の手続で検討する」としているが、焼却施設及び破碎施設は低周波音の発生源となる設備が設置されることが想定されることから、事業の計画段階において、その影響を可能な限り回避・低減を図る必要がある。 については、機械・設備の種類や規模等の検討及び配置の選定に際しては、低周波音による環境への影響についても配慮し、可能な限りその影響を回避・低減する計画とすること。	焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設の機械・設備の種類や規模等は、環境への影響が可能な限り少なくなるような計画とします。 低周波音が発生する復水器のファン等の機器は低周波対策型の機器を採用します。破碎機等の機器は低騒音・低振動型の機器の採用に努め、必要に応じて防振ゴムの設置や回転数の制御を行い、低周波音の発生防止に努めます。各設備は定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底します。
(3)騒音・振動について 事業実施想定区域の敷地境界から 200m 以内に学校や住宅等が存在しないことから、騒音・振動に関する重大な環境影響のおそれはないものとしているが、事業実施想定区域周辺は、中央卸売市場等の多くの人が集まる施設が立地するため、環境保全についての配慮が特に必要な施設の立地がない場合でも、事業の計画段階において、周辺地域への騒音・振動の影響を可能な限り回避・低減を図ることが求められる。 本事業については、焼却施設及び破碎施設の機械・設備の種類や規模等が未定であることから、機械・設備の種類や規模等の検討及び配置の選定に際しては、騒音・振動による環境への影響についても配慮し、可能な限りその影響を回避・低減する計画とすること。	焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設の機械・設備の種類や規模等は、環境への影響が可能な限り少なくなるような計画とします。 騒音・振動が発生する発電機や破碎機等の設置場所は独立基礎とし、独立した部屋に設置し騒音が漏れない構造とするとともに、壁、天井などはRC構造とします。また、騒音の計算上必要に応じて吸音材を設置して、騒音の伝達を防止します。
(4)景観について 本事業は、視認性の高い長大構造物が生じる事業であり、事業実施想定区域周辺には多くの人が日常的に利用する中央卸売市場等があることから、これらの地点からの景観の変化の状況について配慮が必要である。 配慮書に記載された「垂直視角と鉄塔の見え方」の予測関連資料では、距離 200m、視角 20° となる場合、「見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる」とされていることから、煙突の配置によって、中央卸売市場側の沿道景観に著しい変化が生じることが想定される。 については、煙突をはじめとした構造物及び緑地の配置については、景観への影響が生じる視距離と視角を考慮した上で、景観への変化について配慮すること。	煙突をはじめとした構造物及び緑地の配置については、景観への影響が生じる視距離と視角を考慮した上で、景観への変化について配慮した計画とします（最も高い煙突頂部で仰角 16.4° 程度に収まるものと算出しています。）。 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態意匠とします。また、大規模な壁面等は圧迫感のある単調なものとならないよう、外観色彩による分節化などを検討します。

知事意見	都市計画決定権者の見解
(5) 施設等の存在及び供用時における廃棄物運搬車両等の増加について 本事業では、中城村及び北中城村からの廃棄物運搬車両が増加するとしていることに加え、事業実施想定区域の西側に中央卸売市場、東側にいなんせ斎苑が立地しており、時間帯によって、交通渋滞が発生するおそれがあり、事業実施想定区域周辺における騒音や振動の増加、人と自然との触れ合い活動の場へのアクセス特性の変化が生じるおそれがある。 については、施設等の存在及び供用時における影響要因と事業実施想定区域周辺に立地する施設等の特性（利用状況、利用形態及び利用環境）を踏まえ、出入口の位置を検討するなど、騒音、振動、人と自然との触れ合い活動の場への影響を可能な限り回避・低減できる配置案を検討すること。	事業実施想定区域周辺に立地する施設等の特性（利用状況、利用形態及び利用環境）を踏まえ、事業実施想定区域の北西側に出入口を追加することで、騒音、振動、人と自然との触れ合い活動の場への影響を可能な限り回避・低減するように努めます。
2 温室効果ガスの削減対策について 浦添市環境基本計画の基本目標として掲げられた循環型社会の構築に向けた取組の方向として、「廃棄物処理施設からの焼却熱等の熱回収システムの検討」を行うこととしていることから、事業の計画段階において、同計画の取組の方向と整合を図り、熱回収システム（廃棄物発電、余熱利用）の導入を検討すること。	熱回収システム（廃棄物発電）の導入を検討します。
3 施設内の緑化について 浦添市都市計画マスタープランでは、地域の現状・課題及び特性等をふまえた基本方針である「まちづくり地域別方針」が定められている。 「まちづくり地域別方針」において、事業実施想定区域は西地域に設定されており、西地域まちづくり方針では、工業地における緑地や緑陰の確保が求められている。 については、事業実施想定区域の緑化については、計画段階から積極的に緑地を確保する計画とすること。	浦添市都市計画マスタープランの西地域における方針に沿い、敷地内緑化の推進により周辺環境と調和した計画になるよう努めます。
4 方法書以降において講ずるべき措置について 計画段階配慮事項として選定されていない以下の項目について、環境影響の評価項目（以下「評価項目」という。）として選定することを検討すること。なお、その検討に際しては、客観的かつ科学的に検討し、選定結果に至った経緯の詳細を示すこと。	方法書では、評価項目の選定結果に至った経緯の詳細を記載します。

知事意見	都市計画決定権者の見解
(1) 事業実施想定区域の全域が「液状化の危険度が極めて高い」地域となっており、工事中及び存在・供用時に車両や機械・設備の振動に起因する地盤へ影響が懸念されることから、地盤沈下を評価項目として選定することを検討すること。	工事計画及び供用後の廃棄物運搬車両の運用状況を把握した上で、存在・共用時の車両や機械・設備の振動に起因する地盤沈下が起こり得ると推測される場合には、「地盤沈下」を環境影響評価項目として選定することを検討します。 なお、工事中については、地震に伴って液状化現象が発生した場合は、工事を中止し、液状化対策等の実施後に再開することになりますので、地盤への影響はないものと考えています。
(2) 工事の実施に伴う赤土等の水の濁りの発生が想定されることから、赤土等の対策施設の配置、処理後の排水の放流先について明らかにするとともに、赤土等による水の濁りを評価項目として選定することを検討すること。	赤土等流出防止計画を作成した上で、工事の実施により「赤土等による水の濁り」が発生するおそれがあると推測される場合には、「赤土等による水の濁り」を環境影響評価項目として選定することを検討します。
(3) 施設等の存在及び供用時において、降雨によって施設から流出する雨水排水により、水の汚れの発生が想定されることから、雨水の排水計画の詳細を明らかにするとともに、雨水の流出による水の汚れを評価項目として選定することを検討すること。	雨水の排水計画を作成した上で、施設の存在及び供用時において、雨水の流出による「水の汚れ」が発生するおそれがあると推測される場合には、「水の汚れ」を環境影響評価項目として選定することを検討します。
(4) 工事の実施、施設等の存在及び供用に伴う赤土等の水の濁り、水の汚れの発生が想定されることから、その影響の程度により、海域生物及び生態系への影響が懸念される。 ついては、海域生物及び生態系を評価項目として選定することを検討すること。	赤土等流出防止計画を作成した上で、工事の実施、施設等の存在及び供用により「赤土等による水の濁り」が発生し、海域に流出するおそれがあると推測される場合には、「海域生物」及び「生態系」を環境影響評価項目として選定することを検討します。

浦添市長意見		都市計画決定権者の見解
配 慮 書 p2-21	マスタープランの記載内容について 「快適安全都市」→「快適環境都市」	配慮書では、沖縄県環境影響評価技術指針において、原則として入手可能な最新の文献その他の資料により情報を把握することとされていることから、浦添市のホームページでダウンロードできるマスタープラン(第 II 章都市の目標)の「快適安全都市」との記載にしています。 http://www.city.urasoe.lg.jp/docs/2014110101095/
配 慮 書 p2-29	⑦排水 「下水道処理で処理し」の意味が不明。 下水道へ直接放流なのか、排水処理施設で処理するのかわかるような記載がよいのではないか。	方法書以降では「下水道への直接放流」という表現に修正します。
配 慮 書 p3-29	表 3.1.4-5 タイトル 「土地利用規制指定状況」→「都市計画」 同表内表示 上三段を削除	ご指摘の通り、方法書以降は表タイトルを「対象地域の都市計画」に修正します。また、表中の上三段を削除します。
配 慮 書 p3-137	マスタープランの記載内容について 「快適安全都市」→「快適環境都市」	上記の p2-21 と同様で、浦添市のホームページでダウンロードできるマスタープラン(第 II 章都市の目標)では、「快適安全都市」となっています。
配 慮 書 p3-181	浦添市所在指定文化財(別添資料参照)等については、既に配慮書に記載されている文化財と同様に保存かつ活用をはかるべきものであることから、景観資源一覧に追加することを希望する。 ※重要な地形・地質No.3 の下 マチナト石灰岩 ※自然景観No.8 の下 宮城の御願山のウスク ※歴史景観 中頭方西海道及び普天間参詣道 伊祖の高御墓 仲間の拝所群 西原洗濯ガー 浦添御殿の墓 ※出典「平成 30 年度 浦添市の教育」 (平成 30 年 9 月 浦添市教育委員会)	方法書以降は、ご指摘の箇所を追加します。

浦添市長意見		都市計画決定権者の見解
配 慮 書 p3-187	浦添市所在指定文化財（別添資料参照）等については、既に配慮書に記載されている文化財と同様に保存かつ活用をはかるべきものであることから、景観資源一覧に追加することを希望する。 ※名勝・国 アマミクヌムイ 伊祖グスク 平成30年10月15日 浦添市伊祖	方法書以降は、ご指摘の箇所を追加します。

那覇市意見	都市計画決定権者の見解
1. 大気環境について 特にありません。	—
2. 景観について (1) 景観配慮の観点から、可能な限り煙突のボリューム軽減を図ってください。	可能な限り煙突のボリューム軽減を図るとともに、計画を審議する「浦添市新クリーンセンター整備基本計画審議会」の委員に景観の専門家を配して、景観に配慮した計画とします。
(2) 計画段階から景観に精通した専門家の意見を聞いて頂きますようよろしくお願い致します。	当該施設の計画を審議する「浦添市新クリーンセンター整備基本計画審議会」委員には、景観の専門家を配しています。
(3) 設計コンペ等の実施が可能かご教示ください。	性能発注による事業者選定は総合評価方式を予定しており、その中で景観への配慮について評価項目とすることを検討します。
(4) 周辺地域への還元施設の計画についてご教示ください。	周辺地域への還元施設の計画については未定です。
(5) 計画地は那網市に隣接していることから、那覇市景観計画も踏まえた検討をお願いします。	那覇市景観計画に配慮した計画とします。
(6) 卸売市場むかひの敷地であることから、ピット等を構造物のみで目隠しするのではなく、高木植栽で修景するなど、より環境にやさしく美しい景観になるよう配慮をお願いします。	可能な限り敷地境界に高木を植栽するなど、景観に配慮した計画とします。
3. その他 (1) 交通関連 ①施設へアクセスする経路についてご教示ください。	供用後の廃棄物運搬車両は、浦添西海岸道路から、なうら橋を右折し、那覇市・浦添市境を通過して事業実施区域に入るルート、国道 58 号安謝から曙交差点を通過して、事業実施区域に入るルートを想定しています。 事業実施区域周辺では、東側（いなんせ斎場）と西側（沖縄県中央卸売市場）に出入口を設ける計画です。 （第 5 章 大気質の調査地点図 p5-16 参照）
②搬入ルートと搬入頻度についてご教示ください。	供用後の廃棄物運搬車両は、浦添西海岸道路から、なうら橋を右折し、那覇市・浦添市境を通過して事業実施区域に入るルート、国道 58 号安謝から曙交差点を通過して、事業実施区域に入るルートを想定しています。 事業実施区域周辺では、東側（いなんせ斎場）と西側（沖縄県中央卸売市場）に出入口を設ける計画です。 搬入頻度は、浦添市分が 98 台/日に、中城村と北中城村分が 62 台/日増え、約 160 台/日となります。

那覇市意見	都市計画決定権者の見解
③交通関連でも周辺へ与える影響が大きいと思います。交通量や排ガス・粉じん・騒音対策についてご教示ください。	交通量については、廃棄物運搬車両は浦添市分が 98 台/日に、中城村と北中城村分が 62 台/日増え、約 160 台/日となります。排ガス、交通騒音、粉じん対策は、今後、準備書での予測・評価の結果を踏まえて検討します。 なお、周辺の工場地域内は、可能な限り低速で走行し、騒音・振動の低減を図るよう努めます。
④中城村や北中城村からは距離もあるので、搬入車両の発生台数や搬入ルートについても将来予測に基づき設定するとともに搬入時の車両待機場所についても適切に確保してください。	中城村や北中城村からは、浦添西海岸道路及び国道 58 号経由で搬入し、搬入車両の発生台数も将来予測に基づいて設定することにしていきます。 また、車両待機場所は、新クリーンセンター施設内に周回道路を設けて待機し、可能な限り施設外で待機しないような計画にします。
⑤環境にやさしい車両導入の取組みについてご教示ください。	電気自動車等の導入の予定はありません。
(2) その他 ①中城村や北中城村と共同利用との事ですが、計画地は那覇市に隣接し環境影響を受ける範囲も那覇市が大半を含んでいるため、計画時点から周辺の住民や関係者、権利者に丁寧な説明をお願いします。	方法書以降につきましては、住民説明会に加え、周辺事業者への説明会を実施します。
②搬出入車両について「悪臭を拡散しない構造を前提」としていますが、どのような構造になっているのかご教示ください。	搬入車両（パッカー車）は汚水タンクを装備しており、悪臭を拡散しない構造となっています。
③運行経路における搬出入車両からの落下物等への配慮をお願いします。	搬出入車両への積載・固定等を適切に行い、落下物等への配慮を行います。

